

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会

名誉役員規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第39条の規定に基づき、名誉役員に関する事項について定める。

第2条〔名誉役員〕

- (1) 本協会に若干名の名誉役員を置くことができる。
- (2) 名誉役員は、名誉会長、最高顧問、顧問及び参与とする。
- (3) 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

第3条〔推薦要件〕

名誉役員の推薦要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
会長を原則通算して2任期4年以上務めた者
- (2) 最高顧問
名誉会長を務めた者
- (3) 顧問
 - ①副会長を原則通算して2任期4年以上務めた者
 - ②専務理事ならびに常務理事を原則通算して3任期6年以上務めた者
- (4) 参与
理事又は監事のいずれかを原則通算して3任期6年以上務めた者

第4条〔定員、任期及び定年〕

名誉役員の定員、任期及び定年は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名誉会長
定員は1人とする。任期は原則として就任後4年とする。ただし、名誉会長が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (2) 最高顧問
定員及び任期は定めない。ただし、最高顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (3) 顧問
定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、顧問が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。
- (4) 参与

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、参与が80歳に達した場合には、その後の最初の定時評議員会の終結の時までとする。

第5条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第6条〔施行〕

本規程は、令和2年2月27日から施行する。